

京労委令和3年（不）第1号

申立人 関西非正規等労働組合

被申立人 特定非営利活動法人京都暮らし応援ネットワーク

第 5 準 備 書 面

令和 4 年 10 月 24 日

京都府労働委員会会長 様

申立人

関西非正規等労働組合

執行委員長 橋口 昌治

申立人は、令和4年10月11日付被申立人第4準備書面に対し、以下のとおり主張する。

1. 従業員に対する説明文書について

被申立人は、「同日の交渉【引用者注：2021年2月24日開催の第2回団体交渉】で、被申立人において、前記5項目を前提とせずに従業員向けの説明文書の案を作成することになったことから、素案の作成を受け入れ、実際にこれを作成し、申立人に示した」と主張している（被申立人第4準備書面2ページ）。

まず、「被申立人において、前記5項目を前提とせずに従業員向けの説明文書の案を作成することになった」という部分が、第2回団体交渉のどの部分に対応するのか不明である。

そもそも、被申立人が言うところの「5項目」は、申立人が2020年11月19日のメール（甲7）において要求した（1）

ないし（５）の５項目を指していると思われるところ、従業員に対する説明文書の作成は、「（３）A組合員の名誉と尊厳を回復するために、経緯を説明する文章を組合と共に作成し、全従業員に対してメールで送付する（説明する文章の案については下記参照）」に相当する。「５項目」のうちの１項目である従業員に対する説明文書について、「５項目」を前提とする／しないを考える発想自体がよくわからない。

なお、申立人は、これら「５項目」を並列的に要求しており、「５項目」すべてを受け入れるか受け入れないかの二者択一を迫っていたということはない。現に被申立人も（１）ないし（５）の項目ごとに回答をしている（甲 8）。また、「まず基本的に組合としては、提案している合意項目の全てに合意してもらえるように、そちらと交渉をしております。なので（５）の項目についても、合意できなければ解決はできないという姿勢です。その上で、合意に至るための方策について、いろいろな案があるのではないかという話をさせてもらったと記憶しています。そのような組合の交渉に対する姿勢と提案を単純に結び付けて、「東京本部のEさんがお金を出すか、ダメなら理事がお金を分担してでも慰謝料を出さなければ解決できない。」と表現されていることに困惑しております。訂正をお願いします」（甲 39 = 乙 10）と橋口執行委員長が注意を促していることから、「５項目」すべてを受け入れるか受け入れないかの二者択一を迫っていたわけではないことが見て取れる。

次に、「素案の作成を受け入れ、実際にこれを作成し、申立人に示した」という部分について反論する。被申立人が素案の作成を受け入れたのは、少なくとも９月２日３日の問題の整理が入っている文案である（甲 30・下線部（イ）、（ウ）、（オ））。しかるに被申立人が実際に作成し申立人に示した素案（文案）に

は、9月2日3日の問題の整理が入っていない（甲13、乙5）。以上より、「素案の作成を受け入れ、実際にこれを作成し、申立人に示した」ではなく、「素案の作成を受け入れたが、そこで約束したのとは異なる内容で実際にこれを作成し、申立人に示した」が事態の真相である。

2. 団体交渉に参加する理事について

申立人は、被申立人が第3回団体交渉までと同じメンバーを団交担当者にするという回答していることが誠実交渉義務違反であると主張している。被申立人は「従来への対応を継続することを示したものである」と回答しているが（被申立人第4準備書面2ページ）、それが誠実交渉義務違反に該当すると申立人は主張している。

被申立人の団体交渉での対応と理事会での対応とが食い違ってきたことは、本準備書面を含めて申立人が繰り返し主張してきたとおりである。

3. カンパの呼びかけとその報告について

被申立人は、山上理事が個人的にカンパを呼びかけたこと、金額が未確定であったことの2点を根拠に、カンパの呼びかけについては申立人と被申立人の間の交渉事項には該当しないと主張している。

後者の金額が未確定であることは、申立人と被申立人の間の交渉事項には該当しないことの根拠とはなり得ない。むしろ金額を確定させることが申立人と被申立人の間の交渉事項であると言える。

以下では前者の山上理事が個人的にカンパを呼びかけたことについて詳論する。

第2回団体交渉では、藤代表理事が「ただし金の話はね、今予算も全然、支払いができるかどうかわからんくらいのところなんで、そこでどうやって金を作るんやといたらみんなでカンパして作るかどうかしかないんやから」と発言しているように（甲30の8ページ）、被申立人の財政事情の苦しさからカンパという提案がなされた。

第3回団体交渉では、山上理事が「法人ではないですよ」と発言し、A組合員が「いったん法人の口座に入れてから法人名義で振り込むのではなくて、山上さん個人名義で振り込むとか、そういう意味ですか」とその意図を確認した上で、同組合員が「どちらでもいいんですけどね」と発言している（乙6の1ページ、甲31の22ページ）。

さらに、A組合員が「とはいえ団体交渉での話し合いの中身で、そういう方向性で合意をしようという方向性なので、まったくもって個人なんだけれどもという話でもないと思うんですよ。もちろん個人の意思としてカンパをしていただくということは理解できるのですけれども。つまり、本件を解決するためのカンパという理解ですよ、当然ながら」と発言したことに対し、関根理事は「というふうに受け取っていただけるんですか」と応じて、「労働委員会も民事訴訟も取り下げるといふのとカンパと紐つけして合意書を交わすということなんですよね」と交渉が展開している（甲31の22ページから23ページ）。この経緯からすると、出捐や振込名義が個人であったとしても、カンパという事柄は申立人と被申立人の間の交渉事項であると解釈するのが自然である。

被申立人は「カンパに関する返答については、藤代表理事から

橋口執行委員長に連絡するのではなく、山上理事が個人としてI氏とA氏の二人に宛てたメールで結果を報告している」と述べるが、申立人と被申立人のそれぞれについて代表者が連絡窓口にならないといけないという決まりはなく、現に第2回団体交渉の申入れからは申立人側の連絡窓口はI組合員が担当し（甲11など）、2021年4月以降は被申立人側の連絡窓口を関根理事が担当している（甲24など）。そして、その山上理事によるメールには、「理事会の結果について、お知らせします」、「京都府労働委員会への申立及び京都簡易裁判所への提訴に対して法人として粛々と対応していくことになりました」と記載されており、法人としての回答であると解釈できる（甲21）。

以上より、このカンパという事柄は、被申立人と申立人の間の交渉事項である。

以上